

NCPグループによる

相続手続き支援サービスのご案内

大阪信用金庫では、相続手続きにともなう各種のお手続きを
提携先法人に有料でお任せいただけるサービスをご用意しています。
お客さまに代わって、様々なお手続きをお手伝いします。

相続手続き お好きなものだけ選べるサービス

1

戸籍収集・相続関係図の作成(法定相続情報一覧図の写し含む)サービス

故人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本（改製原戸籍、除籍謄本）の収集
および相続関係図の作成（法定相続情報一覧図の写し含む）をいたします

2

遺産分割協議書の作成支援サービス

遺産分割協議書のひな型作成など、遺産分割協議書の作成をサポートします

3

土地・建物の名義書き換え（相続登記）手続き代行サービス

法務局での難しい相続登記申請を司法書士が代行します

4

預貯金の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

各金融機関での故人名義の預貯金の払い戻し・名義変更手続きを代行します

5

株式などの相続（名義変更）手続き代行サービス

各証券会社での故人名義の株式などの名義変更手続きを代行します

他にも相続税の申告等の多数の選べるサービスや
相続手続きおまとめサービスをご用意しています



エヌ・シー・ピー

NCPグループ NCP相続センター

フリーダイヤル



0120-905-245

受付時間

10:00～19:00
(年末年始を除き年中無休)

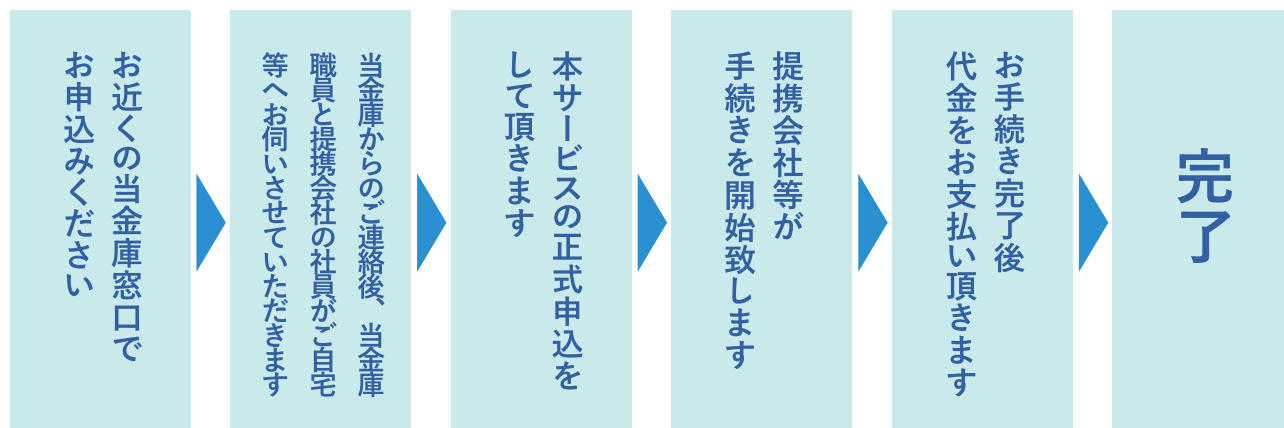
※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です



この街のホームドクター

大阪信用金庫 《だいしん》

本サービスお申込み～お手続き完了までの流れ



本サービスをご利用いただくにあたっての注意事項

- 本サービスは、お客さまから相続に関する相談をお聞きし、相談内容に応じたサービスを提供する提携会社（行政書士法人NCP。以下「提携会社」といいます）へ紹介するサービスです。実際の手続きは提携会社とそのグループ会社または提携会社の紹介する行政書士、司法書士等（以下「専門家」といいます）が行います。
- 当金庫は、本サービスに関連してお客さまから取得した個人情報を提携会社に提供し提携会社は必要に応じてこれを専門家に提供します。また当金庫は、お客さまと提携会社または専門家とのお取引の内容等について、お客さまへの金融サービス提供を目的に提携会社を通じて、事業者から情報提供を受けます。当金庫はお客さまから取得した個人情報を、当金庫のプライバシーポリシーその他の関係規定に基づき、厳正に取り扱います。
- お申し出いただいた内容によっては、お引き受けできないことがあります。
- 本サービスは、その内容の一部または全部について変更、中断、または終了することがあります。
- 当金庫では、相続に関する紛争の調停などを行うことができません。相続のお手続きの中で相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましてはお引き受けいたしかねます。
- 反社会的勢力の申込はお断りいたします。

ご相談は当金庫の本支店窓口または下記の問い合わせ窓口より承ります（相談無料）



0120-905-245

※上記の問い合わせ窓口はNCPグループの窓口です

受付時間

10:00～19:00（年末年始を除き年中無休）

大阪信用金庫 〒543-8666 大阪市天王寺区上本町8-9-14

【提携会社】

行政書士法人NCP 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-7 麹町ミッドスクエア3階

事務所概要

■NCPグループ

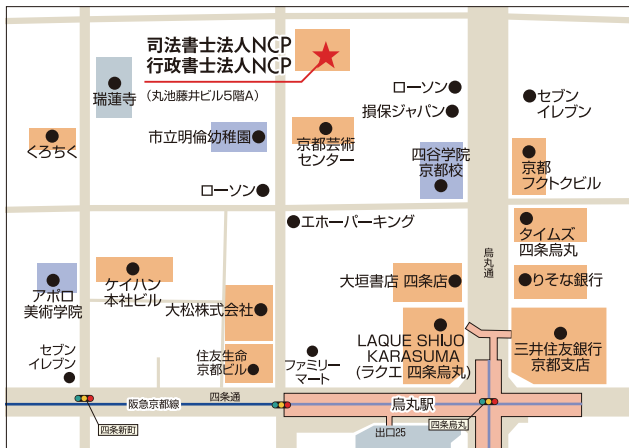
司法書士・行政書士・税理士などの有資格者100名以上在籍

- ホームページ <http://www.ncp-law.com>
- Eメールアドレス info-hp@ncp-law.com



大阪事務所

大阪市北区堂島2-3-5 JPR堂島ウエスト3階
四ツ橋線 西梅田駅から徒歩5分
東西線 北新地駅から徒歩5分
阪神電車 梅田駅から徒歩8分
京阪電車 渡辺橋駅から徒歩8分
JR大阪駅から徒歩10分
TEL:06-6881-1510 FAX:06-6881-1520



京都事務所

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町540
丸池藤井ビル5階A
阪急電鉄京都線烏丸駅から徒歩5分
地下鉄烏丸線四条駅から徒歩5分
TEL:075-254-8668 FAX:075-254-8669

※専用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングをご利用ください。

各拠点へご来訪いただく際には、
事前のご予約をお願いいたします

お客様専用
フリーダイヤル



0120-905-245

受付時間 10:00～19:00(年末年始を除き年中無休)

「ごあいさつ」

名義人死亡後の不動産、預貯金、相続税などの手続はやらなさいいけない手続です。我々NCPでは、このやらなさいいけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことでご遺族の負担を大幅に軽減いたします。

多くのご支持をいただき、我々NCPグループは年間(2024年)で17,344件もの相続手続を受任させていただきました。この数字は、相続に携わる専門家の中では断トツの件数です。そのような多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。



サービス料金一覧

戸籍(原戸籍)の取得代行サービス

故人の出生～死亡までのすべての戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本)の収集作業

報酬 **39,000円～** (税込価格**42,900円～**)

- ・法定相続情報一覧図取得を含みます
- ・役所へ支払う手数料、定額小為替費用、郵送料などの実費は別途となります

※上記報酬は、故人に子供がいる場合の料金です

故人に子供がいない場合には、戸籍収集する範囲が大きく広がるため、報酬 69,300 円(税込)となります

なお、法定相続人が5名を超える場合には、1名毎に 5,500 円(税込)が加算になります

※本業務のみご依頼の場合には、原則として電話やメールでのやり取りにて業務を進めます

遺産分割協議書の作成・精査

金融機関や法務局で必要となる書類です

報酬 **45,000円～** (税込価格**49,500円～**)

※遺産の種類・数、相続人の人数などにより加算報酬が発生する場合もございます

※金融機関での残高証明書や不動産の名寄帳などの取得については別途費用が発生します

不動産の相続登記(名義変更)

報酬 **65,000円～** (税込価格**71,500円～**)

※別途で登録免許税(固定資産評価額の 0.4% または 2%) および実費(書類代・郵送料など)が発生します

※複数の物件がある場合には別途加算料金が発生します

※不動産価格が 1,000 万円を超える場合には、別途料金をご相談させていただきます

※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります その届出には、別途費用が発生します

預貯金・株式の相続(払い戻し・名義変更)手続

報酬 **金融機関1か所 50,000円～** (税込価格**55,000円～**)

※合計残高 1,000 万円を超える部分について 0.5% の加算料金が発生します

※新規での株式口座開設など特別な手続きについては別途料金が発生します

相続税の申告

税理士報酬は遺産額や相続人数など事情により大きく変化します
具体的な費用等については、税理士が面談の上ご案内します



公正証書遺言作成サポート

報酬 **150,000円～** (税込価格**165,000円～**)

※別途で公証人手数料および実費(書類代・郵送料など)が発生します

※受遺者が 3 名を超える場合や財産額が 5,000 万円を超える場合には別途加算料金が発生します

ご自身に必要な手続きを確認しましょう

No.	亡くなった人のお名義のもの	メモ	チェック
1	遺言書の有無	作成方法によっては、家庭裁判所での検認が必要です。	☐ 自筆で書いた遺言書がある ☐ 公正証書の遺言書がある ☐ 遺言書はない
2	生命保険	加入している保険が不明でも調べることができます。	☐ 請求済み ☐ これから請求する
3	預貯金	金融機関ごとに手続きが必要ですが、使いまわせる書類もあります。	金融機関の数（ ）行
4	株式	証券会社の手続きは複雑です。慎重に行いましょう。※	証券会社の数（ ）社
5	不動産	2024年4月1日より相続登記が義務化しました。期限内に登記をしないと過料の可能性もあります。	不動産の数（ ）箇所
6	自動車	陸運局でしか手続きできません。 ※軽自動車については軽自動車検査協会になります。	自動車の数（ ）台
7	戸籍謄本の収集	金融機関や不動産の手続きのためには、出生～死亡までのすべての戸籍が必要です。	☐ 収集済み ☐ これから収集する
8	相続税の申告	基礎控除を上回る方は申告が必要です。簡易計算のご相談も受け付けています。	☐ 確認してほしい ☐ 確認済みなので不要
9	年金の諸手続き	年金事務所での手続き 厚生年金・共済年金に未加入の方は市区町村役場でも手続き可能です。	☐ 手続き済 ☐ これから調べる

※非上場株式をお持ちの場合は、株式を発行している会社にご相談ください。

意外に大変 預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結します

➔ 名義変更(払戻し)には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍・原戸籍)が必要です。**

この戸籍収集が結構大変です。

金融機関へ(平日昼間に)何度か足を運ぶ必要があります

➔ 金融機関窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。



**NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。**

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

遺産分割協議書 後でトラブルにならないように

3年後…「俺は同意した記憶は無い！

お前が勝手にハンコ押したんだろ！」

このようなトラブルはよくあります。

遺産分割協議書は第三者（できれば専門家）に作成してもらいましょう。

後日のトラブルを防ぐだけでなく、関係機関に対してもしっかり使える内容に整えます。



NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

そのままにしてしまうと……

売却、建て替え、賃貸などはできません。

2024年4月から相続登記は義務化されました。(2024年4月以前の相続にも適用)

名義変更（相続登記）をすることで新たに権利証が発行されます。

※不動産登記手続きの大半は司法書士が代行しています。

➡ご自身で手続きする場合には、通常4回以上は法務局へ通い、図面や申請書などの専門書類も作成する必要があります。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集～権利証の発行 まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

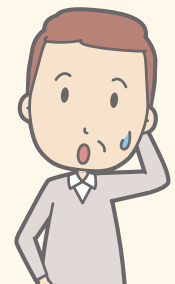
- ➡ 減額特例が使えなくなってしまう結果的に税額が大幅増になることもあります。
- ➡ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算となります。

長そうに見えてあっという間の10カ月

- ➡ 税申告のための準備期間を考慮すると本当に時間がありません。
- ➡ 期限間際で専門家（税理士）に依頼すると特急料金（加算報酬）が発生することもあります。

相続税を得意とする税理士（会計士）はごく一部

- ➡ 実績のある事務所に頼むのが一番です。



NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。
申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。